

知多市幼稚園運営規程

(施設の目的及び運営の方針)

- ・知多市立幼稚園（以下「市立幼稚園」という）は、学校教育法・幼稚園教育要領に示された趣旨に基づき、幼児の発達の実情を考え、適当な環境を与えて幼児を保育し、心身の発達を助長する。
- ・市立幼稚園は、教育基本法、学校教育法及び子ども・子育て支援法、その他の関係法令を遵守して運営する。

(提供する教育の内容)

- ・市立幼稚園の教育課程その他の教育の内容は、学校管理規則に定めるとおりとする。



(職員の職種、員数及び職務の内容)

- ・市立幼稚園に置く教職員組織は、知多市立幼稚園管理規則に定めるとおりとする。
- ・知多市立幼稚園管理規則に定める職員の職務は、学校教育法その他の関係法令の定めるところによる。

(教育を行う日及び時間等)

- ・市立幼稚園の教育を行う日及び時間等は、知多市立幼稚園管理規則に定めるとおりとする。

(保育料等)

- 1 支給認定保護者は、支給認定保護者の居住する市町村長が定める利用料その市町村へ支払うものとする
- 2 別表1に掲げる当園の特定教育・保育において提供する便宜の要する費用については、支給認定保護者より実費の負担を受けるものとする

別表1（特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担）

費目	費用
PTA会費	※各園PTAが定める金額（年額支払）
教材費 （名札・おたより帳・月刊絵本・お絵かき帳）	※各園の指定した教材の合計金額（年額支払）
スポーツ振興センター会費	220円（年額）
預かり保育料	※知多市幼稚園預かり保育に関する条例に示すとおり

(利用定員)

(1)教育標準時間の認定を受けた園児

190名・・・1号認定子ども（教育標準時間認定を受けた園児）

- ・前項の選考の方法その他入園に必要な手続は、毎年度、募集要項を定めて明示する。



(緊急時における対応方法及び非常災害対策)

・市立幼稚園においては、園児の安全の確保を図るため、学校保健安全法第27条の規定により学校安全計画を策定し実施するとともに、同法第29条第1項の規定により知多市幼稚園安全・管理マニュアルを作成し訓練等を行う。

・市立幼稚園は、学校保健安全法に定められている条項に従って、市町村、保護者等への連絡、警察署その他の関係機関との連携を図る。



(虐待の防止のための措置)

- ・市立幼稚園は、園児に対する虐待を防止するため、教職員に対する研修を定期的に行う。

附則：この規程は平成27年4月1日から施行する